

ほぼ全ての税目

納税が1年間猶予に

所得税、法人税、消費税等、ほぼ全ての税目が対象。地方税も猶予されます。無担保で、延滞税もかかりません。

主な要件	令和2年2月1日以後の任意の期間（1ヶ月以上）での収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少 [※] ）し、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮した時等に一時の納税が困難と認められる場合。
措置内容	無担保かつ延滞税なしで1年間、徴収猶予（印紙納付分等を除く全ての税目）
対象期間	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税・地方税

（※）不動産所有者等がテナント等の賃料支払いを減免した場合や、納付期限において、書面等により賃料支払いを猶予中の場合も収入の減少として扱われることとなる見込み



注意！

国税庁から公表されている「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」その他新型コロナウイルス感染症に関するFAQには、申告所得税や法人税等の申告・納付期限の個別延長、納付の猶予制度について、案内があります。FAQにあるこれらの措置と、上記猶予措置とは異なります。例えば、上記猶予措置は一定以上の収入減少が要件ですが、FAQのこれらの措置には、このような決まった収入減少要件はありません。ご注意ください。

法人税、所得税

テレワーク等に設備投資した中小企業には……

中小企業によるテレワーク等のための設備投資が、中小企業経営強化税制の対象に追加されました。

主な要件	中小企業者等が認定を受けた経営力向上計画に記載されたテレワーク等のための設備 ^{※1} 投資をした場合 <small>（※1）対象設備…遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当するデジタル化設備（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）</small>
措置内容	中小企業経営強化税制の適用 ^{※2} を受けることができる
対象期間	令和3年3月31日まで（現行制度と同期間）

（※2）中小企業経営強化税制で受けられる税制措置

設備の即時償却

又は

設備投資額の10%[※]の税額控除（法人税又は所得税の20%上限）

（※）資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%